



りそな銀行アジアニュース

2023年6月1日
りそな銀行 国際事業部

【ホーチミン駐在員事務所】

「オフショア借入のルール変更について」

2022年9月30日にベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam, 通称SBV）より、通達12号（No. 12/2022/TT-NHNN）が発出されました。

主に海外（オフショア）での短期借入における報告義務などの要件が変更となっています。

ベトナムでは、法定通貨であるベトナムドン（VND）の金利が割高であることから、日本企業を含めた外資系企業では海外から外貨建てでの資金調達（オフショア借入）が多く利用されています。

オフショア借入規定のうち、長期（1年以上）借入はSBVへの借入登録が必要であるほか、借入可能な金額は借入資本金額（※）が上限となっています。

一方オフショアでの短期（1年未満）借入は、SBVへの借入登録は不要、かつ借入資本金額の上限対象外のため、短期借入を活用する企業も多く存在します。

今回の通達12号では、短期借入におけるSBVへの報告義務など、複数の要件が変更になっています。主な改正点は以下の通りです。

ベトナム国家銀行通達12号（2022年）による主な改正点

<強化(新たな報告義務)> ・短期借入の利用目的、利用計画の明確化→ローン受入金融機関に対して受入時に報告
<強化(改正前:四半期報告)> ・SBVへの報告義務の要件変更→月次報告かつオンラインでの報告
<緩和(改正前:返済猶予期間はローン返済期限より10日以内)> ・短期借入返済猶予期間の延長→返済猶予期間はローン返済期限より30営業日以内とする
<緩和> ・長期借入のローンの借入内容変更について、SBVへの借入変更登録が不要な要件を一部追加

また、ベトナムに拠点を置く日本企業が借入する際に考慮されるポイント、特徴は以下の通りです。

	期間	借入目的	借入登録	外貨建	VND建	その他
ベトナム国内銀行借入	短期	運転資金	不要	可 (条件有)	可	期間半年、仕入に対する紐づきでのみ借入可能
オフショア借入	短期	運転資金	不要	可	不可	SBV宛報告義務が強化
	長期	運転資金 設備資金	要	可	不可	借入資本金額（※）が登録上限
・ベトナム国内銀行からの長期借入（設備限定）は金利が非常に高く、利用のケースは非常に稀						

なお、オフショア借入は今後も定期的に見直しが行われる可能性がございますので、ご留意下さい。

（※）「総投資額」と「定款資本金（実払資本金）」の差額が借入資本金額となります。

【出所:ベトナム国家銀行通達12号(2022年)】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2743
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載